

緊急時の登校について

2019年9月改訂

緊急時の登校については、以下の記載事項を判断の基準とし、危険や事故のないよう、くれぐれも注意して下さい。何より生命と安全を第一に守ることを考え、登校については保護者が判断してください。

(1) 午前 6時に広島市または廿日市市で下記①・②のいずれかに該当する場合は、自宅待機とする。

- ①特別警報または暴風警報が発表されている場合
- ②大雨警報・洪水警報などの警報が、2つ発表されている場合

* 午前 11時時点で上記①②いずれかの発表がされている場合は、臨時休校とする。

* 警報解除の場合は、警報解除時刻により、2通り（午前中か午後か）の登校とする。

- ・ 午前 7時までに警報解除の場合、2時間目から授業開始
- ・ 午前 11時までに警報解除の場合、5時間目から授業開始

* 広島市または廿日市市以外にお住まいの場合

「広島市または廿日市市」または「自己の居住地域」での、上記（1）を適用する。

(2) 注意事項

* 居住地域および登校途中地域に危険な状態（路面冠水・崖崩れ・路肩崩れ・浸水・堤防の決壊など）があり、登校が危険であると保護者が判断した場合や、自治体からの避難指示や避難勧告が発表された場合などは、安全を最優先に考え、保護者からの連絡で公認遅刻・公認欠席を認めるので、決して無理をして登校しないこと。

* 登校後の気象状況によっては、生徒の安全確保のため、下校などの判断をする。その場合も、保護者と連絡を取り合い、下校途中の道路状況や災害の状態を十分に確認し、場合によっては、どこか安全な場所で待機したり、学校へ引き返したりして、臨機応変に安全を確保すること。（宿泊が必要な時には、学校で宿泊所を確保する）。

以上